

No. 42

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
美浜町	厚生部 環境課	0569-82-1111	内線 216	0569-82-5423
住所	〒470-2492 知多郡美浜町河和字北田面106		担当者氏名	浜田 悠生
URL	https://town.aichi-mihama.lg.jp/	E-mail	kankyo@town.aichi-mihama.lg.jp	

(1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	限度額	みなし浄化槽撤去工事	くみ取り便槽撤去工事	宅内配管工事
5人槽	498,000	120,000	90,000	300,000
6～7人槽	621,000			
8～10人槽	822,000			

※転換…既存の建物から排出するし尿を処理している既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、当該建物から排出するし尿と生活雑排水の処理を浄化槽に変更することをいう。又は、既存の建物の改築（建築確認申請を伴う新築・増築・建替えを含まない）に伴い、同一敷地内の既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、浄化槽を設置することをいう

撤去…転換のうち既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽を撤去することをいう（くみ取り便槽の撤去は一部撤去であっても補助対象とする。また、くみ取り式トイレの便器を撤去する経費も撤去工事費に含む）

配管工事…し尿及び生活雑排水を浄化槽本体に流入させるために、又は浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管の工事（放流ポンプ槽及び桝を含む）

(2) [ 令和5年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
14	23	3					40

前年度実績基数（22基）

(3) [ 補助対象地域 ]

・次の区域を除く町内全域内

- ①美浜緑苑
- ②大字小野浦（農業集落排水事業処理区）

(4) [ 特定地域の有無 ] 無

(5) [ 補助対象条件 ]

- ①補助対象者
  - ア) 転換により自らの居住の用に供する建物に設置する者
  - イ) 共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下この号において「区分所有法」という）第2条第4項に規定する共用部分をいう）に浄化槽を設置する者で、当該共用部分を有する専用部分（区分所有法第2条第3項に規定する専用部分をいう）の区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう）に対し、当該浄化槽がこの要綱に基づく補助事業により設置されたものである旨の説明をし、かつ、当該区分所有者とともに当該浄化槽の適正な維持管理を行う者
- ②補助対象浄化槽
  - ア) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）除去率90%以上、かつ、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するもの
  - イ) ア)の浄化槽のうち次のいずれにも適合するもの
    - ・表1の環境配慮型浄化槽であること
    - ・「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものであること

表1 消費電力基準（通常型、BOD10mg/L以下、りん除去型）

(W)

人槽	通常型	BOD10mg/L以下	りん除去型
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
n(10人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7

この基準以下の消費電力とすること

(6) [ 欠格要件 ]

- ①浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ②同一敷地内のし尿（くみ取り便槽を除く）及び生活雑排水の全てを浄化槽へ接続しない者
- ③住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者
- ④建売住宅を改築する者で、販売目的で当該建売住宅に浄化槽を設置しようとする者
- ⑤市町村税の滞納がある者

- ⑥公共事業の実施に伴う移転補償金により浄化槽を設置する者
- ⑦他の公共事業の補助対象となり同時に複数の補助金の交付を受けようとする者
- ⑧対象となる浄化槽が、居住のためではなく、会社、工場、店舗、貸家、その他事業のためのものとして設置する者
- ⑨その他町長が補助金の交付を不相当と認めた者

**(7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]**

- ①既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽であることがわかる証拠書類（浄化槽保守点検記録の写し、清掃実施記録の写し等）
- ②設置場所の案内図（都市計画図1/2500又は住宅地図の写しへ明記）
- ③既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽の配置図及び配管図（転換前の排水路等への接続方法と位置を明記・図示する）
- ④補助対象浄化槽の配置図及び配管図（転換後の排水路等への接続方法と位置を明記・図示する）
- ⑤審査機関に提出後10日以上経過した浄化槽設置届出書の写し
- ⑥工事見積書（工事の内訳が明記されているもの）
- ⑦工事請負契約書の写し
- ⑧構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
- ⑨全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）及び保証登録証
- ⑩浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書（昭和62年以前に資格を取得した者）の写し
- ⑪市町村税の未納のない証明書、完納証明書又はそれらに準ずる書類（申請時以前から美浜町在住であり、町において町税の納付状況が確認でき、町職員がそのことについて調査することに同意した者は不要）
- ⑫住宅等を借りている者は、所有者の承諾書
- ⑬その他町長が必要と認める書類

※既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽の撤去費及び配管工事費の補助金の交付を受けようとするときは、次に示すことがわかるように書類を作成すること

- ①～⑬
- ⑭工事見積書について浄化槽設置工事、撤去工事及び配管工事についての内訳がわかるようにすること
- ⑮配管工事について、配管の口径、標準断面図、集水枠の形状、管の布設延長距離がわかるように図示すること。またコンクリート等の復旧や工事の為の塀や植樹の復旧部分があればどこかわかるように図示すること
- ⑯くみ取り便槽撤去工事について、全部撤去を行わず一部撤去をする場合その理由書を添付すること。またくみ取り式便器の撤去を含める場合、便器の種類及び数量を図面に明示すること

**(8) [ 実績報告書に添付する書類及び提出期限 ]**

- ・提出期限：事業完了後30日以内又は、当該年度2月末日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法第57条に規定する指定検査機関に法定検査を依頼したことを証する書類及び指定検査機関との契約書の写し
- ③浄化槽設置工事の施工写真
- ④浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ⑤浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑥浄化槽設置工事に係る領収書又はその写し
- ⑦浄化槽を設置した住居に居住していることを示す住民票の写し（設置完了時以前から設置予定の場所に在住している者は不要）
- ⑧その他町長が必要と認める書類

※既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽を撤去して浄化槽を設置する場合

- ①～⑧
- ⑨既存みなし浄化槽廃止届（愛知県受理済み）の写し
- ⑩既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽及びくみ取り式便器の撤去工事の写真（施工前、施工中及び施工後）
- ⑪配管工事の写真（施工前、施工中及び施工後）
- ⑫既存みなし浄化槽、又はくみ取り便槽及びくみ取り式便器を適正に処理した証拠書類（マニフェスト）

**(9) [ その他 ]**

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の補助を行っている
- ②くみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の補助を行っている
- ③みなし浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に30万円までの補助を行っている